

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識 —2002 年以降の教育審議会による提言を通じて—

澤 田 裕 之*

キーワード：憲法、教育の自由、教育原理、教育制度、オランダ

1. はじめに

オランダ王国（以下、オランダ）における教育制度の基幹は、1917 年の憲法改正に伴って制定された王国憲法第 23 条「公立と私立の教育(Het openbaar en bijzonder onderwijs)」(以下、第 23 条)にある¹。その性格は、“*Het geven van onderwijs is vrij,*”(教育の提供は自由)と同条第二項で明記されているように、「教育の自由」(Vrijheid van onderwijs)であり、同国における教育制度はすべてこの概念を基底に据えて、基本的権利(Grondrechten)の一つとして構築されている。

凡そ一世紀前に制定された第 23 条であるが、数回の憲法一部改正や 1983 年の憲法全面改正を経てもなお、同条に関して大幅な修正及び改正は行われていない。しかし、修正及び改正には至っていないものの、これまで同条を巡っては度々議論の俎上に載っている。直近では、2021 年 10 月 6 日に労働党(Partij van de Arbeid)所属のデ・フープ下院議員(Habtu de Hoop)によって、憲法第 23 条に関する発議された²。同発議では、教育におけるより平等な環境を構築するために、第 23 条に対して追加条項を提案するものであり、すべての子どもには教育を受ける権利があり、どの学校を選択することも可能と

* 人間力創成総合教育センター 専門職教育プログラム 准教授

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

なっているものの、同時に全ての学校は、子どもたちを平等に受け入れる義務を負わなければならない、教育は機会均等、人格形成、民主的憲法国家の基本的価値観の尊重に寄与するものでなければならないとしている。同議員による第 23 条追加条項案は、今日のオランダにおいては憲法で教育の自由が謳われつつも、実質的には同自由の理念が全ての子どもに享有されていないことを指摘するものである。

このデ・フープ下院議員の第 23 条追加条項の提起は、同条で謳う「教育の自由」がその在り方を模索している渦中にあるということでもあるが、同条を巡っては 1990 年代後半よりその在り方について政策レベル、そして研究者レベルにおいて議論されてきており、そこでは同条の改正及び廃止が最大のテーマであった³。同条が憲法上の概念であり、かつオランダの教育制度の基幹に当たることなどに鑑みれば、その概念の大きさが故、継ぎ接ぎ的な対応や軽々な解釈変更を避けることは当然視されるし、それは同条を巡る議論の長さからも看取できる。そして、議論を重ねていく中で新たな課題性や問題性が浮上しても間違いではないし、自然なことでもある。

議論の中心は「教育の自由」であるが、同概念はどのように捉えられ、そしてどのような問題や課題を孕んでいるのか。本稿では、この問題意識のもとで、概念の規模と議論の審議過程の長さを踏まえ、議論それ自体に着目していくことでオランダにおける「教育の自由」の捉え方、そしてそれに付随する課題性や問題性の一部を浮上させることができるのではないかという仮説を立て、教育文化科学省（Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap 以下、OCW）の諮問機関であるオランダ教育審議会（Onderwijsraad, 以下、審議会）⁴の答申及び覚書等を用いて、「教育の自由」を巡る問題と課題の一端を考察することを目的とする。本稿で主に扱う資料は、第 23 条を構成する要素や今日的解釈、そして同条の問題性や課題性などを「覚書（voorliggende）」としてまとめている『教育の

自由と政府の支援（Onderwijsvrijheid én overheidszorg）』（2019年12月）、そして2000年代初期の第23条改正及び廃止議論において、同条がもたらす今日の課題を指摘した2002年7月の教育審議会“*Verkenning Vaste grond onder de voeten. Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*”（第23条の探究）である。E.H.ホーゲ・M. van レーウェンは『教育の自由と政府の支援』を審議会の覚書と評し、「今日において第23条が政治的及び社会的に重要なテーマとなっており、議論の質的向上を図ることを目的としてこの覚書を記した」⁵としており、現在の第23条の解釈等を整理する上で最も重要な政策文書と捉えることができる。

2. 憲法第23条の構成と議論

2-1. 憲法第23条の成立

「教育の自由」を巡る問題と課題の一端を考察していく上で、第23条の概観について示しておく必要がある。先述のように、第23条は1917年に制定された。その背景には19世紀中葉から20世紀初頭に掛けて、オランダ全土で展開された「学校闘争」（schoolstrijd）がある。同闘争は、カトリックやカルヴァン派を中心とした宗教派勢力が、公立学校と同様に宗派立学校に対しても公費助成を措置するよう、当時の政府に対して要求し続けた政治的な運動である。この点について結城忠は、『『国家による教育』に抗しての『教育における自由』（私学教育の自由）獲得のための闘い』（結城2009:332）と指摘する。長きに渡って展開された学校闘争は、結果として政府が宗教派勢力の主張を全面的に受け入れ、その内容を憲法第23条において明記したことにより終結した⁶。

今日、OCWも「オランダにおける教育制度の特徴の一つが、憲法第23条で保障されている教育の自由、すなわち（学校）設立の自由、教育方法の自由、そしてそれらの基となる思想の自由、であ

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

る。人々は学校を設立し、宗教や観念、或いは思想に基づいて教育を行う権利がある」⁷と解説している。次の表 1 は現行憲法第 23 条の和訳である。

表 1. オランダ王国憲法第 23 条（訳）

1 項	教育は政府にとって恒久的な責務の対象である。
2 項	教育の提供は自由であり、法で定める所轄庁による監督および教員の適格性、職業的規範に關しての審査は侵害されない。
3 項	公教育は各人の宗教または信条を尊重し、法律により規制される。
4 項	各自治体および第 132a 条 ⁸ で言及されている各公共団体において、十分な数の公立学校で、十分な公立の一般初等教育が政府によって提供されなければならない。 法律で定められる規則により、公立学校であるかどうかにかかわらず、そのような教育を受ける機会が与えられていることを条件に、この規定からの逸脱が認められることがある。
5 項	公的資金の全部または一部で賄われる教育の質的要件は、私学教育に關する限り、教育内容の自由を十分に尊重した上で、法律によって定められるものとする。
6 項	一般の初等教育に關するこれらの要件は、私学教育と、すべて公的資金で賄われる公立学校教育の健全性が同様に適切に保証されるように規制されている。これらの規則では、教材の選択や教師の任命に關する私学の自由が特に尊重される。
7 項	法律で定められた条件を満たす私学一般初等教育には、公立学校と同じ基準で公費が投入されるものとする。この法

	律において、私学一般中等教育および準備段階の高等教育への公共財からの拠出の条件が定められる。
8 項	政府は毎年、教育の状況を議会に報告する。

(Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden 1983, Hoofdstuk 1: Grondrechten, 23. Het openbaar en bijzonder onderwijs.) 筆者訳

表 1 でも確認できるように、「教育の自由」を明記しているのは 2 項のみであり、この概念を保障する内容がその他の項で謳われている先述の三点の「自由」、具体的にいうと学校設立の自由 (Vrijheid van stichting)、教育内容の自由 (Vrijheid van richting)、教育組織の自由 (Vrijheid van inrichting) である。

では、今日においてこれらはどのように捉えられているのか。以下では近年のそれぞれの解釈について審議会の捉え方について、先行研究等を用いながら整理していくこととする。

2-2. 憲法第 23 条の問題性

これまで述べてきたように、第 23 条は教育の自由を謳い、オランダの教育制度原理を構成する要諦となっている。しかし、それは盤石なものではなく、少なくとも現在においては同条に対して追加条項が発議されるなど、教育の自由を巡る議論が継続されているというのが現状である。

そうした議論では何が問われているのか。次に同条を巡る近年の動向についての整理を試みる。

既述のように、オランダでは 2000 年代初期から第 23 条の修正及び廃止が政策レベルで議論されてきたが、その議論の俎上に同条が挙げられた理由の一つとしてあるのが、ネイティブ・オランダ人がエスニック・マイノリティの居住地域から郊外へ移り住む、所謂“白人の逃避(Weibenflucht)”による人種間の学校分離にある。学校分離とは、

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

主に都市部に見られた社会現象であるが、ネイティブ・オランダ人の親を持つ子どもが通学する学校(通称“白い学校”(Witte scholen))と、エスニック・マイノリティの親を持つ子どもが多く通学する学校(通称“黒い学校”(Zwarte scholen))が分離する現象をいい、この現象は 1980 年代前半から散見されている⁹。比較的に移民の数が多い都市部に見られる現象であったことから、この状況に対して見原礼子(2009)は、「当時の学校分離は一部の地域においてのみの現象であったため、その対応はエスニック・マイノリティの多くが居住する地区の学校や親に対して、自治体が学校分離のもたらす問題点などの情報提供を行い、意識的な学校作りや学校選択を推奨する程度に留まっていた」¹⁰と分析している。

しかし、その後も学校分離は拡大の一途を辿り、国際的にも注目を浴びることとなる。OECD(1990)は、学校分離はオランダ教育の将来にかかわる問題とした上で「移民の子どもが増加しているインナーシティの学校からの『ホワイト・フライト』現象は、多くの国で生じているが、憲法第 23 条に基づく学校選択によって、オランダで生じている分離の速度は非常に加速化している」¹¹と指摘している。

また、1995 年の下院議会では、「学校設立の自由」が学校分離を誘因させる要因として、同理念を謳う憲法第 23 条修正の必要性を指摘した¹²が、結果的にオランダ語を第一言語としない子どもに、追加的に資金を交付して対応した。つまり、澤田裕之(2013)も指摘するように、こうした事態に対してオランダは教育費国庫負担の方式を変える形で対処している¹³と述べているが、オランダとアメリカの都市部を中心に学校分離の水準と傾向を分析した H.F. ラッド・E.B. フィスク・N. ルウェス(2010)は、オランダの学校分離の水準はアメリカの都市と比較しても相対的に高く、この問題は、教育の自由というオランダの歴史的にも長く深淵な価値観と必然的に向き合うことになる¹⁴と指摘している。「学校設立の自由」が、とりわけ 2000 年代前後

において学校間の分離を促しつつあったということである。

この状況に対して政府、そして OCW 大臣であった L.M.L.H.A.ハーマンスは危機感を募らせ、2001 年 12 月 20 日に審議会に対して「憲法調査（verkenning Grondwet）」と題する諮問を行っている。諮問理由は第 23 条の改正の是非であり、その諮問を受けて審議会は、翌年の 2002 年 7 月に同条改正の必要性を否定した“*Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*”（第 23 条の探究）を答申した¹⁵。同答申はオランダにおいて初となる第 23 条の政策レベルでの見解を示したものであり、今日の第 23 条を巡る議論の起点となる報告書でもある。見原はこの報告書に対して、「宗教の機能変容や多元化といった現代社会に適応しうる公教育を再構築していくための、第 23 条の再検討あるいは改定の是非を巡る考察が求められた結果」¹⁶としている。

2-3. 政府による「正当性」

2002 年 7 月に OCW に答申された『第 23 条の探究』報告書では何が示されているのか。報告書では大別すると、第 23 条の内容と意義について、そして同条の規定内容の範囲の 2 点である。本稿では後者について取り上げて、若干の資料解題を行う。

同報告書では、“*De belangrijkste grondwettelijke normen en hun ‘buitengrens’*”（「最も重要な憲法規範とその「限界」」）の項では、5 点示されている。ここでは報告書で示されているナンバリングのまま、原文と和訳を両表記する。

表 2. 「『第 23 条の探求』における見解」

Hoofdstuk	Titel van het hoofdstuk	章題
2.5	De belangrijkste grondwettelijke normen en hun ‘buitengrens’	最も重要な憲法規範とその「限界」

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

2.5.1	Een stelsel van onderwijsvoorzieningen	教育機関のシステム
2.5.2	Deugdelijk onderwijs	正当な教育
2.5.3	Waarborgen voor geestelijke pluriformiteit	精神的多元性の保障措施
2.5.4	Voldoende aanbod van openbaar onderwijs	公立学校の充実
2.5.5	Voldoende en gelijke bekostiging	十分かつ平等な公費助成

(出典: Onderwijsraad, *Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*, 2002, p. 23-25. 筆者訳出)

ここで着目するのが、「2.5.2 正当な教育」である。本報告書は OCW の諮問に対する審議会の答申であり、OCW は審議会の答申を受けて指針や政策を策定及び実施するものである。「正当な教育」というのは、公立学校及び私立学校に対する政府が要求する「正当性」を指す。報告書によれば、第 23 条は様々な点で「立法府が教育の正当性を考慮して、規則を規定することができる」¹⁷としている。特筆すべきことではないが、憲法下において公立及び私立学校の教育の「正当性」を保障するため各種法律で定めることができるということである。そして具体的には、同条 2 項には、「(教育に係る) 一般的な『正当性』が要求される」とし、公費助成を受けているか否かは問わず、教育機関の全ての学校に対して義務付けられるとしている。これは、教育監督庁による教育視察の受入、要求される能力と規範意識を持つ教員を任命することの学校運営サイドに対する義務の 2 点であり、それが報告書でいう「正当性」である。

そして、政府が「正当性」を要求する上では「原則的に学校教育の全ての分野を含む」とされており、公立学校のみならず私立学校

の教育についても「最低基準として定めている」としている。同時に「しかし時に同一ではなく、私立学校の教育に自由を与える為の一つの『基準』を設けているのであり、私立学校の教育に関しては、方向性の自由については枠外である（“*buitengrens van de vrijheid van richting*”）」とし、「立法府は独自の宗教又は哲学という、教育の枝として重要な部分について、それを制限し『正当性』として要求する権限はない」と、一般的に教育として言われること以外は政府として私立学校に対して制約を課すことはできないという主旨を提言し¹⁸、現在（2002年時点）において要求する「正当性」として、教育施設、学校組織、教職員の資質（教育に関する資質）であり、これは公立学校の基準と同等と答申した。

以上が2000年代初期の政策サイドの第23条に対する見解である。しかし本稿の序盤でも述べたように、現在、同条の追加条項案が発議されている。では今日、「教育の自由」は政策サイドにおいてどのように認識されているのか。

3. 近年の「教育の自由」に対する政府見解

審議会は第23条を巡る議論は、そのきっかけとして「特定の教育機関での疑惑及び不正な行為」¹⁹を挙げている。例えば、財政的不備及び当該学校のシチズンシップ教育の不履行が浮上した、2019年のアムステルダム市内に設置されている Cornelius Haga Lyceum（コーネリアス・ハガ・ライシウム中等学校）理事会問題²⁰や、同じく財政的な不透明性と教員による生徒に対する虐待などの問題が発覚したオランダで唯一の正統派ユダヤ教（Orthodox Judaism）の学校であるチェイダー学校（Stichting Joodse Kindergemeenschap Cheider）事件²¹などである。

審議会は、このような事態が生じると、異なるライフスタイルや民族的・文化的背景を持つオランダ人との間における社会的結束に関す

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

る課題や疑念、教育水準や所得に応じた新たな社会的分断に対する懸念、そして特に子どもを持つ保護者から教育の質保障などの議論に発展し、その帰結として第 23 条の在り方が問われるとしている²²。

そこで、近年公表されたものが、『教育の自由と政府の支援（Onderwijsvrijheid én overheidszorg）』（2019 年）であることから、次に同資料と若干の先行研究を用いて、政策サイドの「教育の自由」に対する見解について概説する。

3-1. 学校設立の自由（Vrijheid van stichting）

先ず、審議会は学校設立の自由について、次のように解説している。

学校設立の自由（Vrijheid van stichting）

最初の部分的な自由は、基盤の自由であり、それは誰もが自由に教育を提供できるという考えに基づき、学校を設立する自由を意味している。学校を設置しようとする者は、政府からライセンスを取得する必要はない。教育を提供する自由は、公費で運営される学校の設立のみならず、公立学校や自動車教習所など、他の形態の教育も認められる。

財団の実際の自由度については、助成を受けるための条件によって制限される。教育委員会は通常、これらに依存しているため、設立の自由度の問題は、通常、資金調達の（可能性の）問題に帰結する。形式的には、学校の設立ではなく、その学校が国庫負担を受ける資格があるかどうかという問題である。

現在、国庫負担の申請を行う際には、その学校が承認された学校の方向性に基づいているかどうか、また、生徒数の面で適用される基礎基準に準拠するかどうか審査される。この学校で提供される教育が健全なものであるかどうかの事前評価はない。

(出典: Onderwijsraad, *Onderwijsvrijheid én overheidszorg*, 2019, pp. 31-32. 筆者訳出)

オランダの場合、この学校設立の自由により設立された学校²³、すなわち私立学校に対しては、公立学校と同一の基準で公費助成されることを憲法第 23 条 7 項で規定している。この憲法の要請を受けて、初等学校の場合は初等教育法第 76 条 2 項²⁴、中等教育の場合は中等教育法第 67 条²⁵で公費助成の要件を定めている。具体的には、私立学校が公費助成を受ける基本的要件として、第 1 に一般法律を遵守する義務、第 2 に中等教育の修了時にナショナル・レベルで実施される卒業試験に参加する義務、第 3 に国(学校監督庁)の査察官による学校評価を受け入れる義務である。ただし、公費は直接的に学校へ措置されるのではなく、一度、当該学校を管轄する教育委員会や財団、組合等に供与され、各学校に措置される仕組みとなっており、学校は管轄機関に対して、実施する教育内容を示さなければならない。

私立学校はこの要件を遵守すれば、公立学校と同様に公費助成されるということであり、審議会は、オランダにおける教育の自由は、この学校設立の自由を起因とし、「教育の自由は宗教の自由でもある」²⁶と示している。

しかし、この学校に対する公費助成が憲法上での規定が第 23 条を巡る議論の争点の一つでもある。オランダの学校設立の自由に関する代表的な研究は、P.W.A. ハウスマン・M.T.A.B. レマース・D. メンティンク・P.J.J. ゾーンジェンス (2011) や M. マウセン・F. フェルミュレン (2015) が挙げられる。特に M. マウセンらは、公教育についての議論を法的側面から検討し、生徒を選択し拒否する権利(いわゆる入学の義務(*acceptatieplicht*))に関する議論)、学校理念と相違する教職員の雇用、性的指向や性的多様性に関する教育を拒否できる可能性など、宗派立学校にとって重要な結社の自由に関する議論について検討しており、今日のオランダは、自由と平等と

「教育の自由」に対するオランダ政府の認識

の関連において、信教の自由の概念に変化が生じており、長期的には保守的宗派の寛容性と実質的な集团的自由、つまり公教育における自由との関係を不安定化させる可能性を指摘している²⁷。

3-2. 教育内容の自由 (Vrijheid van richting)

冒頭で示したように、憲法第 23 条は公立 (openbaar) と私立 (bijzonder) の教育 (onderwijs) を規定している。オランダの学校は、大きくは公立と私立学校に分けられるが、国庫から公費助成を受けない私立学校も存在している。教会やモスクなどでの教育の他、法的には認められていない家庭教育などであるが、そうした教育も第 23 条が適用される。この仕組みはデュアルシステム (Een dual bestel) と呼ばれ、同国において採用されている (図 1 参照)。

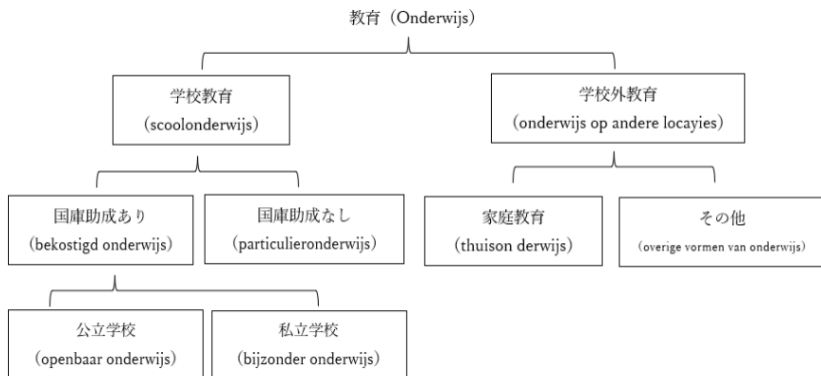


図 1. オランダの教育版デュアルシステム

(出典: Onderwijsraad., “Onderwijsvrijheid én overheidszorg”, 2019. p. 23.

筆者訳出)

このデュアルシステムについて、審議会は「政府の責任で行われる公立学校教育と個人や民間組織が行う私立学校教育が区別されていることは、それぞれが独占的でありながらもお互いを補完し合う『2本の枝』のようなものである」²⁸とし、デュアルシステムは「選択の自由と社会的結合を促進するものであり、変化する社会の要求に適応し続け、調整や変更など民主的に行われることを保証するものでもある。」²⁹と評している。

教育内容の自由 (Vrijheid van richting)

2つ目の部分的な自由は、方向性の自由。それは、特定の宗教的信念や人生哲学に由来する、教育における基本的な方向性を表明する可能性を含んでいる。換言すれば、政府の干渉を受けずに信念を貫く自由である。方向性とは、宗教的・思想的な信念を指す。それは、人間や社会に対する具体的なイメージを持った、深く根付いた信念に関するものであり、この信念は、全体を通して保持される。

教育を受け、学校の行動全体に浸透していること。それは、宗教という科目だけでなく、他の科目や規範、学校の風土、児童生徒や社会に対する姿勢にまで及ぶ。憲法審査会では、学校の(教育)基盤という、より広い、あるいは開かれた概念の方向性を提唱してきており、この基盤は、宗教や人生の哲学に由来することもあるれば、教育的なアイデアに由来することもある。しかし、モンテッソーリやイエナプラン教育のようなペダゴジカル・ディダクティブな流れは、現在のところ方向性は定まっていない。公立学校には方向性はないものの、教育学的な教育的・学問的ビジョンに基づいて教育を行うことはできる。

(出典: Onderwijsraad., *Onderwijsvrijheid én overheidszorg*, 2019.
p. 32. 筆者訳出)

この「方向性 (richting)」というのは、当該学校の教育の方向性、すなわち「教育内容」のことを指すが、2010 年 6 月、この“richting”を巡って、初等学校就学に係る教育の方向性に対する異議および免除を要求した事件を受けての判例を根拠として、今日においては「特定の宗教的信念や人生哲学に由来する基本的方向性を意味する」と解釈されている³⁰。このデュアルシステムと教育内容の自由の関係については、P.W.A. ハウスマン (2012) の研究が詳しい。ハウスマンはオランダの教育におけるデュアルシステムにより、私立学校のみが教育内容の自由、換言すれば、「個人の宗教観や思想観を教育で表現する自由」があり、私立学校は、教師(「能力と品位」の要件を満たす限り)や教材を自由に選ぶことができ、学校の原則を支持または尊重する生徒や保護者に学校へのアクセスを制限することができる³¹と説明している。

しかしながら、P. フェルメール・L. フランケン (2018) は、学校が実践する「世界観教育」は、今日の世俗的で多元的な社会の課題に取り組みに資する教育を妨げている³²と指摘しているように、この「方向性 (richting)」については、現在においても教育政策上の議論の俎上に挙がっている。

3-3. 教育組織の自由 (Vrijheid van richting)

審議会は第 23 条に基づく教育組織の自由について、次のように示している。

教育組織の自由 (Vrijheid van inrichting)

3つ目の自由は「組織の自由」であり、学校の管理、組織、教育的ビジョンに関連するすべての事項に関わるものである。教育委員会は、法律の枠組みの中で、これらの事項を自ら決定することができる。

この自由は、方向性の自由の実用化とも言え、実質的なものとするためには、私立学校が自らの洞察に基づいて組織や教育を形成するための余地が必要である。憲法では、教職員の任命や教材の選択の自由が明示されている。

しかしそれだけではなく、私立学校では、教員を採用する際に、一般的な「男女雇用機会均等法」が適用される。宗教、人生の哲学、異性または同性の指向などを理由とした差別は禁止される。私立教育委員会は、学校の基盤に鑑みて必要かつ適切な場合には、宗教、人生の哲学、政治的所属を理由に区別することができる。

監督庁が定める教育的及び組織的な自由事項も設立の自由に加味される場合があり、施設の自由は、秩序の維持、教育のコンセプト、カリキュラム、教育方法などにも関係する。例えば、モンテッソーリ教育、ダルトン教育、イエナプラン教育などを行う学校は、この自由度を活かしている。公立学校の場合は、「教育の自主性」という観点から、ほぼ同様の自由が保障される。

また、組織の自由は、組織レベルでは各組織による基準がある。例えば、私立教育委員会は、学校の定員に合わせて生徒を受け入れる際に、独自の決定を下すことができる。またその際、理事会は一般的な均等待遇法が適用される。法人の人事及び責任者は、教育機関自身が作成する規約や内規によるものである。その一方で、立法者は、職員の参加、経営と内部監督の分離など、組織にいくつかの条件を課している。

(出典: Onderwijsraad., *Onderwijsvrijheid én overheidszorg*, 2019.

p. 35. 筆者訳出)

審議会は、組織の自由について「学校の管理、組織、教育的ビジョンに関連するすべての事項に関わるもの」と解釈しており、これまで述べてきた自由を“*praktische*”（「実用化」）するものと解している。

結城忠（2009）は、この教育組織の自由（*Vrijheid van inrichting*）を「内部組織編制の自由」と訳しており、「各学校には、教育上、きわめて広範な自律権が保障され、自己責任が求められている」³³としている。

また、「学校の基盤に鑑みて必要かつ適切な場合には、宗教、人生の哲学、政治的所属を理由に区別することができる」ことについて、これは一般平等待遇法（*Algemene wet gelijke behandeling*）第5条「職業に係る雇用に関する自由規定（*Bepalingen op het terrein van de arbeid en het vrije beroep*）」の2項「a. 宗教的または思想的基盤を有する機関、b. 私立教育機関、c. 政治的基盤を有する機関には影響しないものとする。」を法的根拠とする³⁴。

このように審議会は教育組織の自由について示しているが、カトリックの宗教に基づく私立教育について論じた R・グルデンムント（2015）は、教育は宗教的及び思想的な方向性が認められる数少ない政策分野の一つであるとしつつ、この教育組織の自由について方向性の概念拡大か廃止かの議論が政策上で議論されているが、私立教育は市民社会に根ざしており、その点からも「方向性」の概念拡大が望ましいと結論づけている³⁵。

以上、今日の政策サイドにおける第23条の認識を概説してきた。教育の自由を謳う同条に対して、政策サイドとしてはオランダの教育制度の根幹という認識に変わりない一方で、それは必ずしも帰結ではないという認識であることが看取できる。

4. おわりに

本稿では、今日のオランダにおいて「教育の自由」がどのように捉えられ、そしてどのような問題や課題を孕んでいるのかについて、政策サイドの見解を中心に論じてきた。

1990年代に顕在化した学校分離という現象に対して、当初政府は一部の地域での現象として捉え、公費助成に加えた財政的措置で学校分離という問題に対処してきており、特段、第23条の問題としての認識は必ずしも高くはないことが、2002年の審議会答申から看取できた。そこで示されていたものが、政府が捉える「正当な教育」及び「正当性」である。それはあくまでも一つの「基準」であり、私立学校のいうところの「正当性」、すなわち私立学校が宗教や哲学など、私立学校が志向する「方向性」に基づく教育を実施している場合であっても、政府として制約することはないという見解を示していた。それは第23条によって憲法保障されるということでもある。

しかし、2021年の下院議員による第23条追加条項の提起に鑑みると、必ずしもオランダ社会において同条の理念が位置づいているとは言い難く、むしろ緊張状態が継続しているということでもある。その緊張状態は、教育の自由内に包まれる3点の自由を享受する私立学校による問題が表面化した際、その緊張は更に揺さぶられ、その度に政策サイドが同条の解釈を表明するという展開となっているのが現状といえる。

では、そうした中でオランダ政府は、この緊張し続けている状況に対してどのように対応し、法整備を含めた政策を具体的に展開するのか。今後の研究課題としては、本稿では深化させることができなかった、2021年の第23条追加条項の発議に着目し、発議に至った経緯と議会での質疑等を下院議会資料を基にして分析していく他、これまで政策サイドからの視点に立脚して教育の自由を考察してきたが、私立及び公立学校、学校を管轄する各教育委員会サイドからの考察も、今

後、同国の教育制度原理を明らかにしていく上で必要と考える。

【参考文献一覧】

- ・見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育—公教育における宗教の多元性と対話—』、明石書店、2009年3月。
- ・結城忠『教育の自治・分権と学校法制』、東信堂、2009年5月。

【引用文献一覧】

¹ オランダ憲法は、第1章「基本権」（第1条～第23条）、第2章「政府」（第24条～第49条）、第3章「議会」（第50条～第72条）、第4章「国務院、会計検査院、全国オンプズマン及び常設の助言機関」（第73条～第80条）、第5章「立法及び行政」（第81条～第111条）、第6章「裁判」（第112条～第122条）、第7章「州、基礎自治体、治水委員会及びその他の公的団体」（第123条～第136条）、第8章「基本法の改正」（第137条～第142条）及び補則から成っている。1983年の全面改正により、人権規定を第1章に整理し、第2章から第7章までを統治機構、第8章で憲法改正を定める現在の構成となっている。国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（7）オランダ憲法』、基本情報シリーズ13、2013年3月、p.2 参照。

² 下院議会ホームページ「議会議事録」、URL: <https://www.tweede-kamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?cfg=wetsvoorsteldetails&qry=wetsvoorstel%3A35924>（2022年2月6日最終アクセス）

³ Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap., verkenning Grondwet, DSO/2001/50436, 20 december.

⁴ 教育審議会は、1919年に設立された政府の諮問機関であり、教育文化科学省から独立した諮問機関であるが、国の年度予算が

公表される 9 月第 3 火曜日には、教育文化科学大臣から年間の作業計画（Werkprogramma）が上院議會および下院議會へ報告される。審議會はこの作業計画で示された教育政策等について勧告及び助言を行うが、両院議會は作業計画として示された内容について、追加的に助言や勧告を要請することがある。その他の審議會の所掌事務としては、地方自治体の求めに応じて自治体の教育政策への助言や勧告、必要に応じて王国憲法や諸法の法解釈も行う。このようなことから同審議會は、オランダにおける教育制度の立案や修正等の政策過程において、大きな役割を担っているのである。審議會の構成員は、現在、教育学や経済学、法学、社会学、財政学を専門とする委員等で構成され、任期は 3 年間であり、オランダ王国女王から任命される。

⁵ Onderwijsraad, Notitie Onderwijsvrijheid én overheidszorg, Nr. 20 190247/1173, december 2019. p. 5.

⁶ C. V. Lafeber (2005) . Een begenadigd docent wordt geboren, niet gemaakt. Een vrijmoedig geschreven geschiednis van het Neferlandse volksonderwijs in de 19e eeuw, Lafeber. p. 169. 当時の政府は、ヨハン・ルドルフ・トルベッケ（Johan Rudolf Thorbecke）を中心とする自由主義勢力で占められ、宗派立学校を容認しつつも、公費助成はなされていなかった。約 60 年近くに渡って展開された学校闘争は、1917 年の憲法改正で終結し、オランダでは「1917 年の教育の和解」（Onderwijspacificatie van 1917）と呼ばれている。

⁷ Europese Commissie, EURYDICE: 2. 3. Algemene principes en wetgeving, Grondwet en vrijheid van onderwijs, Organisatie van het onderwijs system in Nederland. 2008/09, p. 22.

⁸ 憲法第 132a 条は次のように規定されている。

憲法第 132a 条（訳）

1 項	オランダのカリブ地域では、州や自治体以外の領域的な公共団体の設立や解散が法律で認められる。
2 項	第 124 条、第 125 条、第 127 条から第 132 条までの規定は、これらの公的機関にも適用される。
3 項	上院の選挙人のために、これらの公的機関で選挙を行う。第 129 条は、類推して適用する。
4 項	これらの公共団体については、オランダのヨーロッパ地域とは本質的に異なる特別な事情を考慮し、規則やその他の特別な措置を定めることができる。

⁹ Sjoerd Karsten ,Guuske Ledoux,and other ,*School Choice and Ethnic Segregation* ,Educational Policy, 2003, no17. p. 452.

¹⁰ 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育—公教育における宗教の多元性と対話—』、明石書店、2009 年、pp. 168-169。

¹¹ Louis, K. S., Bodstrom, L. and Teichler, U. (1990)Review of Educational Policies: The Netherlands(Paris: OECD), p. 60.

¹²TweedeKamer der Staten Generaal, vergaderjaar 1994-1995, 24 149, nr. 6. Ontvangen 23 augustus 1995.

¹³ 澤田裕之「オランダの学校に対する公費助成方式の変容—追加資金交付に係る基準に着目して—」、筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻『教育学論集』、第 9 号、2013 年 2 月、pp. 1-22。

- ¹⁴ Helen .F. Ladd,Edward B. Fiske and Nienke Ruijs., *Parental Choice in the Netherlands: Growing Concerns about Segregation*, Sanford Working Papers Series SAN10-02, June 9, 2010.
- ¹⁵ Onderwijsraad., april 2012.
- ¹⁶ 前掲書、見原礼子、2009 年、p. 174。
- ¹⁷ Onderwijsraad., 2002, p. 23.
- ¹⁸ *Ibid.*
- ¹⁹ *Ibid.*, p. 8.
- ²⁰ 教育監督庁 (*Inspectie van het Onderwijs*) ホームページ、「検査:学校や生徒に不利益なコーネリアス・ハガ・ライシウム理事会の行動 (Inspectie: handelen bestuur Cornelius Haga Lyceum schadelijk voor school en leerlingen)」、URL: <https://www.onderwijsinspectie.nl/onderwerpen/cornelius-haga-lyceum/nieuws/2019/07/11/inspectie-handelen-bestuur-cornelius-haga-lyceum-schadelijk-voor-school-en-leerlingen>.
- ²¹ Inspectie van het Onderwijs, Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap., *Joodse Kindergemeenschap Cheider*, 15 mei 2020. なお、チェイダー事件については、澤田裕之「オランダの私学に内在する問題と課題 Cheider 初等中等学校を事例として」、中部大学人間力創成総合教育センター『教職課程年報』第7号、2020年2月、pp. 23-34、においてまとめられている。
- ²² Onderwijsraad, *Notitie Onderwijsvrijheid én overheidszorg*, Nr. 20190247/1173, december 2019. p. 8.

²³ 初等教育法（1998）第 77 条 2 項では、私立学校管轄機関に対して、最低 200 人の児童生徒が確保できた場合に学校設立を認めるとしている。Afdeling 2. Aanvang van de bekostiging. §1. Basis scholen. Artikel 77. Opneming bijzondere school in plan Wet op h et primair onderwijs. Wet op het primair onderwijs. 参照。

²⁴ Artikel 76, lid 2, Wet op het primair onderwijs, Titel IV. Bekost iging Afdeling 2. Aanvang van de bekostiging§ 1. Basisscholen.

²⁵ Artikel 67, Wet op het voortgezet onderwijs, Titel IV. Inpassing van het bestaande onderwijs Hoofdstuk 4. Opleiding kleuterleidsters

²⁶ Onderwijsraad, *Notitie Onderwijsvrijheid én overheidszorg*, Nr. 20190247/1173, december 2019. p. 31.

²⁷ Marcel Maussen and Floris Vermeulen, *Liberal equality and tolerance for conservative religious minorities. Decreasing opportunities for religious schools in the Netherlands?.*, Comparative Education n, 2015 Vol. 51, No. 1, pp. 87–104.

²⁸ Onderwijsraad., *Verkenning Vaste grond onder de voeten. Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*, Nr. 20020284/674, juli 2002. p. 51.

²⁹ Onderwijsraad., *Advies: Artikel 23 Grondwet in maatschappelijk perspectief; Nieuwe richtingen aan de vrijheid van onderwijs*, Nr. 20120071/1003, april 2012. p. 35.

³⁰ Hoge Raad, 6 juli 2010, LJN:BL6719.URL: <https://uitspraken.rechtspraak.nl/inziendocument?id=ECLI:NL:HR:2010:BL6719>

³¹ P.W.A. Huisman., *Studie: Richting als pluriform begrip in de onderwijswetgeving*, Nr. 20120077/1003. 5 april 2012. p. 13.

³² Paul Vermeer en Leni Franken, *Naar niet-confessioneel levensbeschouwelijk onderwijs in een verzuild onderwijsstelsel Een pleidooi vanuit de Lage Landen*, Pedagogiek, Volume 38, Issue 3, Dec 20

18, pp. 287-312.

³³ 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』、東信堂、2009年5月、p. 341。

³⁴ Artikel 5 lid 2 Algemene wet gelijke behandeling., Hoofdstuk 1. Gelijke behandeling van personen ongeacht hun godsdienst, levensovertuiging, politieke gezindheid, ras, geslacht, nationaliteit, hetero- of homoseksuele gerichtheid of burgerlijke staat§ 3. Bepalingen op het terrein van de arbeid en het vrije beroep. 同項では「宗教、人生観又は政治的所属を理由として、その者のために働く者を差別することは、これらの特性が、当該特定の職業活動の性質又はそれが遂行される状況に照らして、真正、正当かつ正当な職業上の要件となる限りにおいて、許されるものとする。このような区別は、機関のために働く者に期待される機関の基礎に対する誠実及び忠実の態度を考慮して適切なものを超えてはならず、また、第2条第1項を損なうことなく、第1条にいうその他の事由による差別につながらないものでなければならない。」と規定している。

³⁵ René Guldenmund., *De toekomst van het begrip 'richting' in de Onderwijswetgeving*, Tijdschrift voor Religie, Recht en Beleid, 2015 (6) doi: 10.5553/TvRRB/187977842015006002004. pp. 35-55.